

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

令和5年2月
消防庁予防課

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

(1) 消防法施行規則の一部改正について

【改正内容】

令和3年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討することとされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式※について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

※ 改正又は削除する様式一覧（合計11様式）

- ①消防計画作成（変更）届出書、②防火・防災管理者選任（解任）届出書、③全体についての消防計画作成（変更）届出書、④統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、⑤防火対象物点検報告特例認定申請書、⑥管理権原者変更届出書（防火管理）、⑦自衛消防組織設置（変更）届出書、⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書、⑩防災管理点検報告特例認定申請書、⑪管理権原者変更届出書（防災管理）

【施行期日】

令和5年4月1日

【経過措置】

令和6年3月31日までの間は、この省令による改正前の様式を使用することができます。

(2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

【改正内容】

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法令上、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）第2条第1号に規定する対象火気設備等に該当しており、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられている。

現行の対象火気省令では、「急速充電設備」は、全出力20kW超200kW以下のものと定めているが、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等※を行い必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現在「変電設備」として扱われている全出力200kWを超える急速充電設備についても、対象火気省令上の「急速充電設備」として扱うこととした。また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。今回、これらについて、所要の規定の整備を行うものである。

※「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクターやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

【施行期日】

令和5年10月1日

【経過措置】

施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第3条20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）に定める「防火対象物点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

【経過措置】

令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

3 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）に定める「防災管理点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

【経過措置】

令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。